



山形県公報

令和7年3月18日(火)
第587号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 知事指定薬物の指定の失効……………(健康福祉企画課) ……203
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(農業技術環境課) ……同
- 家畜の検査の実施……………(畜産振興課) ……205
- 同……………(同) ……206
- 家畜の注射の実施……………(同) ……207
- 建設業法に基づく監督処分……………(村山総合支庁建設総務課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第179号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和7年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N, N-ジェチル-6-メチル-1-[3-(トリメチルシリル)プロパノイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類(通称名1S-LSD)
- (2) N-メチル-N-プロピルトリプタミン及びその塩類(通称名MPT、Methylpropyltryptamine)
- (3) 5-ニトロ-2-[(4-プロポキシフェニル)メチル]-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類(通称名Protonitazepyne、N-Pyrrolidino protonitazene)

#### 2 失効の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため

#### 3 失効年月日

令和7年3月15日

### 山形県告示第180号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

さがえ西村山農業協同組合  
代表理事組合長 安孫子 常哉  
寒河江市中央工業団地75番地

2 届出の内容

| 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類 |     |            | 変更年月日    |
|------------------------------|-----|------------|----------|
| 変更前                          | 変更後 | 備考         |          |
| 佐藤 知徳<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 令和7年3月1日 |
| 佐々木 和真<br>玄米、小麦、大豆、そば        | 同 左 |            |          |
| 土田 裕之<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |            |          |
| 宮林 清<br>玄米、小麦、大豆、そば          | 同 左 |            |          |
| 山崎 浩<br>玄米、小麦、大豆、そば          | 同 左 |            |          |
| 佐藤 長弥<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |            |          |
| 半澤 弘典<br>玄米、小麦、大豆、そば         |     |            |          |
| 工藤 恭裕<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |            |          |
| 大泉 敏志<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |            |          |
| 結城 真人<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |            |          |
| 小野 勇次郎<br>玄米、小麦、大豆、そば        | 同 左 |            |          |
| 飯田 信之<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |            |          |
| 今田 竜乃助<br>玄米、小麦、大豆、そば        | 同 左 |            |          |
| 氏家 俊希<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |            |          |
| 矢作 慎吾<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |            |          |
| 結城 孝太<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |            |          |
| 丹野 友樹<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |            |          |
| 齋藤 俊樹<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |            |          |
| 齋藤 勇介<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |            |          |
| 土田 晋也<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |            |          |
| 芳賀 剛<br>玄米、小麦、大豆、そば          | 同 左 |            |          |
| 小野 大地<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |            |          |
| 高子 龍也<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |            |          |

|                      |     |  |
|----------------------|-----|--|
| 鈴木 雄<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |  |
| 佐藤 啓太<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |  |
| 竹屋 寿一<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |  |
| 佐藤 侑<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |  |
| 前田 峻<br>玄米、大豆、そば     | 同 左 |  |
| 兼子 浩綺<br>玄米、大豆、そば    | 同 左 |  |
| 鈴木 翔<br>玄米、小麦、大豆、そば  |     |  |
| 菊地 成<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |  |
| 遠藤 義之<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |  |
| 鈴木 翔太<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |  |

山形県告示第181号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

令和7年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

牛のヨーネ病及び蜜蜂の腐蛆病<sup>そ</sup>の発生を予防し、並びに牛のブルセラ症、結核及びアカバネ病の発生を予察するため

2 実施する区域

県内全域。ただし、3の表牛のヨーネ病の検査の項の1及び2に掲げる牛のヨーネ病の検査にあつては、鶴岡市、新庄市、寒河江市、東根市、東村山郡山辺町、西村山郡西川町、同郡大江町、北村山郡大石田町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、同郡白鷹町及び東田川郡三川町の区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものとする。ただし、牛のヨーネ病、ブルセラ症及び結核の検査にあつては、生後6月未満の牛を除く。

| 区 分                                          | 家 畜 の 種 類 及 び 範 囲                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 牛のヨーネ病の検査                                    | 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛（4から7までに該当するものを除く。）<br>2 1の牛と同一施設内で飼養している牛（3から7までに該当するものを除く。）<br>3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（5に該当するもの及び自家用牛に種付けするものを除く。）<br>4 3の牛と同一施設内で飼養している牛<br>5 共同牧野等に放牧する牛<br>6 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛で県外から移入したもの<br>7 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛で県外から移入したもの<br>8 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの |
| 蜜蜂の腐蛆病の検査                                    | 採蜜の用に供し、又は供する目的で飼養している蜜蜂で県外へ移出しようとするもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 牛のブルセラ症及び結核の検査（2に該当するものにあつては、牛のブルセラ症の検査に限る。） | 1 種付けの用又は搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している輸入牛（2に該当するものを除く。）で別に定める基準日において輸入から1年以上を経過しているもの（牛のブルセラ症及び結核の検査を受けたものを除く。）であつて、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの<br>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（牛のブルセラ症の検査を受けたもの及び自家用牛に種付けするものを除く。）<br>3 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であつて、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの                                                                   |
| 牛のアカバネ病の検査                                   | 実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める越冬していない牛                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

4 実施の期日及び場所

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

5 検査の方法

- (1) 牛のヨーネ病の検査にあつては、予備的抗体検出法による検査、リアルタイムPCR法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
- (2) 蜜蜂の腐蛆病の検査にあつては、肉眼的検査及び細菌学的検査
- (3) 牛のブルセラ症の検査にあつては、酵素免疫測定法による検査、疫学的検査及び臨床検査
- (4) 牛の結核の検査にあつては、ツベルクリン検査、疫学的検査及び臨床検査
- (5) 牛のアカバネ病の検査にあつては、血清学的検査

山形県告示第182号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の死体の所有者に対し、当該死体について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

令和7年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内全域

## 3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 死亡前に家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第4項並びに家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項第5号の規定に基づく同法第13条の2第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の農林水産大臣の指定する検体並びに同令第9条第2項第5号の農林水産大臣が指定する症状（平成23年農林水産省告示第1865号）第3号に規定する症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の死体
- (2) 死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していた牛の死体

## 4 実施の期日及び場所

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

## 5 検査の方法

酵素免疫測定法による検査、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

**山形県告示第183号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する注射を受けることを命ずる。

令和7年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 実施の目的

豚及びいのししの豚熱の発生を予防するため

## 2 実施する区域

県内全域

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している豚及びいのししであって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

## 4 実施の期日及び場所

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

## 5 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

**山形県告示第184号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和7年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 処分をした年月日

令和7年3月18日

## 2 処分を受けた者

- (1) 商号 高橋土建株式会社
- (2) 主たる営業所の所在地 山形市大字中野308番地
- (3) 代表者の氏名 高橋 加代子
- (4) 許可番号 山形県知事許可（般・特－4）第100714号

## 3 処分の内容

土木工事業に関する営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事に係るものについて、令和7年3月25日から令和8年3月24日までの1年間の営業の停止

## 4 処分の原因となった事実

山形県住宅供給公社が発注した土木一式工事に、高橋土建株式会社の元役員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項の規定により懲役刑に処せられたことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

令和7年3月18日印刷 発行所 山形県庁  
令和7年3月18日発行 発行人 山形県